（様式第１号）

滋賀県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定

滋賀県（以下「甲」という。）、および●●（以下「乙」という。）は、滋賀県災害派遣福祉チーム設置運営要綱（以下「要綱」という。）第２条第1項の規定に基づき、災害発生時の滋賀県災害派遣福祉チーム（以下「しがDWAT」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大規模災害発生直後から生じる福祉的課題にいち早く介入することにより、状態の重度化・災害関連死など二次的な被害の発生を防ぎ、避難生活終了後、被災者が安定的な日常生活に円滑に移行できるよう必要な支援を行うため、福祉専門職等で編成されるしがDWATを組成するとともに、避難所等へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として締結する。

（活動内容）

第２条　しがDWATの活動は、要綱第７条各号に定める通りとする。

（チーム員の登録）

第３条　乙は、自らの団体に加入する施設等の長および職員のうち、しがDWATの構成員（以下「チーム員」という。）として参加が可能なものについて、甲に推薦する。

２　甲は、前項の推薦があった者のうち所定の研修を修了した者をチーム員として登録する。

（チームの編成、派遣）

第４条　甲は、要綱第5条に定める派遣基準に該当するときは、乙に対しチーム員の派遣を依頼する。

２　乙は、前項の依頼を受けた場合は、甲に対し速やかに派遣の可否を報告する。

３　甲は、前項の報告に基づきチームを編成し、派遣計画を決定し、乙およびチーム員に通知するとともに、しがDWATを派遣する。

（費用負担）

第５条　しがDWATの運営および活動等に関する費用負担については、要綱第10条に定めるもののほか、第１条の趣旨を踏まえ、甲および乙が協議の上、決定する。

（費用負担）

第6条　災害救助費の支弁対象となるしがDWATの派遣に係る費用は、チーム員の所属する施設等の長からの請求により甲が支払う。

（情報の交換、研修および訓練）

第７条　甲および乙は、この協定後速やかに連絡責任者を定め、相手方に報告するものとする。

２　甲および乙は、災害時等においてしがDWATが円滑に活動できるよう、平時から情報の交換を行う。

３　乙は、自らの団体に加入する施設等の長および職員をしがDWATの活動に必要な知識・技術等の向上を図るための研修および訓練等に参加させるよう努めるものとする。

（秘密保持および専門性の尊重）

第８条　甲、乙および乙の所属会員は、この協定の実施にあたり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定の実施にあたり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。

２　しがDWATに参加する各チーム員は、それぞれの持つ職域の専門性、職業倫理および勤務形態等を踏まえ、相互の活動を尊重しなければならない。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、締結の日から●年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲および乙のいずれからも申し出がないときは、その後1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第10条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書●通を作成し、甲および乙それぞれが記名押印のうえ、各１通を保有するとともに、乙は所属会員に対し、協定内容について周知するものとする。

　令和●年●月●日

　　甲

　　　大津市京町四丁目1番1号

　　　滋賀県知事

　　乙

　　　（所在地）

　　　（団体名）

　　　（代表者職氏名）